和歌山工業高等専門学校 FD·SD 推進委員会規則

制 定 令和元年6月13日

(設置)

第1条 和歌山工業高等専門学校(以下「本校」という。)の教育研究理念の達成に向けて、ファカルティ・ディベロップメント(本校及び本校の教員が、教育の質的向上を図るために組織的に取り組む活動をいう。以下「FD」という。)及びスタッフ・ディベロップメント(本校の教職員が学校運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるために組織的に取組む活動をいう。以下「SD」という。)の推進を図るため、FD・SD推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる活動を行う。
 - ー FD・SD の啓発及び推進に関すること。
 - 二 FD·SD に係る研究会及び研修会等に関すること。
 - 三 FD・SD に係る調査・研究・情報収集に関すること。
 - 四 その他 FD・SD に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 企画会議構成員
 - 二 総務課長
 - 三 学生課長
 - 四 その他校長が指名する者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合、後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

- 第5条 委員会に委員長を置き、副校長をもって充てる。
- 2 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故が生じた場合は、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、第2条に掲げる任務を遂行するために、関係する係等の協力を得て、 総務課総務・企画係において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

- 1 この規則は、令和元年6月13日から施行し、令和元年6月1日から適用する。
- 2 和歌山工業高等専門学校 FD 委員会規則(平成17年7月27日制定)は廃止する。